

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税の賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩国市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県岩国市長

公表日

令和5年7月28日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の内容	<p>・地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法令及びこれらの法令に基づく条例により、個人住民税の賦課期日現在市内に住所を有する個人又は市内に住所を有しないが市内に事業所や家屋敷を有する個人に対し、個人住民税(市・県民税)の賦課を行う。</p> <p>・個人住民税の賦課情報に基づき、課税証明書・所得証明書の発行を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務に利用している。</p> <p>① 個人住民税の課税標準の決定若しくは更正、税額の決定若しくは更正又は賦課決定通知書の送達、調査(犯則事件の調査を含む。)</p> <p>② 個人住民税の障害者控除の適用</p> <p>③ 個人住民税の減免</p> <p>④ 個人住民税の課税(家屋敷・事業所課税)</p> <p>⑤ 個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除の適用</p> <p>⑥ 個人住民税の非課税者の把握(賦課期日の生活扶助者)</p> <p>⑦ 個人住民税の社会保険料控除の額の確認 (国民健康保険(税)・後期高齢者医療保険・介護保険の収納額)</p> <p>⑧ 他市町村分資料の回送</p>
③対象人数	<div style="display: flex; align-items: center;"> [10万人以上30万人未満] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="margin: 0; text-align: center; font-weight: bold;">＜選択肢＞</p> <p style="margin: 0;">1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p style="margin: 0;">3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p> </div> </div>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	住記・税システム
②システムの機能	<p>1. 個人課税情報照会・更新：個人市民税に関する課税情報を照会・更新する。</p> <p>2. 課税資料照会・更新：個人市民税に関する課税資料を照会・更新する。</p> <p>3. 事業所宛名照会・更新：課税資料を提出する事業所情報を照会・更新する。</p> <p>4. 国税連携：国税連携データの取込み・照会を行う。</p> <p>5. 年金特徴対象者情報：公的年金支払者からの年金特別徴収対象者情報を記録する。</p> <p>6. 住民税管理：課税異動データの把握や諸帳票、調査リストの作成を行う。</p> <p>7. 住民税環境設定：通知書の交付日、納期限の設定を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="margin-right: 20px;">[] 情報提供ネットワークシステム</div> <div>[○] 庁内連携システム</div> <div style="margin-right: 20px;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div>[] 既存住民基本台帳システム</div> <div style="margin-right: 20px;">[○] 宛名システム等</div> <div>[] 税務システム</div> <div style="margin-right: 20px;">[○] その他 (eLTAXシステム、国税連携システム)</div> </div>

システム2～5

システム2

①システムの名称	共通宛名システム
②システムの機能	1. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。 既存業務システムからの団体内統合宛名番号要求に対し、団体内統合宛名番号を付番し、 既存業務システム及び中間サーバーに対し返却する。 2. 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、 管理する機能 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く 宛名情報等を通知する機能 4. 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を 通知する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (中間サーバー)

システム3

①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を 特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び 情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報 (連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと個人情報を保有・管理するシステムとの間で情報照会内容、情報提供内容、 特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等の記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、 情報提供、符号取得のための情報等について連携する機能 8. セキュリティ管理機能 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や 特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム4	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>1. 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会(平成31年4月1日から地方税共同機構に移行)が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステム。</p> <p>2. このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるもの。</p> <p>3. 地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、審査システム(eLTAX)で受領する。</p> <p>4. 審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るため、税務システムと連携している。</p> <p>①審査システム(eLTAX)から税務システムへの連携:申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等</p> <p>②税務システムから審査システム(eLTAX)への連携:特別徴収税額通知データ</p> <p>5. 審査システム(eLTAX)には、次の機能等がある。</p> <p>①個人住民税:給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。</p> <p>②固定資産税(償却資産):償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。</p> <p>③事業所税:事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))</p>
システム5	
①システムの名称	国税連携(eLTAX)
②システムの機能	<p>1. 国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会(平成31年4月1日から地方税共同機構に移行)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステム。</p> <p>2. 国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に受付され、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、国税連携システム(eLTAX)に送付される。</p> <p>3. 国税連携システム(eLTAX)には、国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する等の機能がある。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))</p>

システム6～10									
システム6									
①システムの名称	申告支援システム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 住民税申告、確定申告の受付入力及び申告書等の帳票印刷 各種データ取込 <ul style="list-style-type: none"> 宛名情報取込機能 対象年度の入力処理を行うための宛名情報を取り込む。 課税資料情報取込機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を取り込む。 社会保険料収納情報取込機能 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の収納情報を取り込む。 課税資料情報入力 <ul style="list-style-type: none"> 支払報告書情報入力機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を入力する。 申告情報入力機能 申告内容に基づき所得情報や控除情報を入力し、確定申告書、または住民税申告書の作成を行う。 課税資料チェック機能 各課税資料の関連チェックを行う。 当初課税データ作成機能 住記・税システムで取り込まれる資料(申告書)ファイルの作成を行う。 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム								
[] その他 ()								
3. 特定個人情報ファイル名									
個人住民税賦課情報ファイル									
4. 個人番号の利用 ※									
法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)第1項、別表第1の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条								
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※									
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定								
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号、第9号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠となる項)1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121(別表第2における情報照会の根拠となる項)27</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 上記、番号法別表第2における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項</p>								
6. 評価実施機関における担当部署									
①部署	総合政策部 課税課								
②所属長の役職名	課税課長								
7. 他の評価実施機関									
-									

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日現在市内に住所を有する個人、住所を有しないが市内に事業所や家屋敷を有する個人及び市外在住の被扶養者
その必要性	個人住民税の適正な賦課を行うに当たり、特定個人情報が必要であるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (メモ)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○識別情報 課税対象者を特定するために記録 ○連絡先情報 課税対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握、申告書作成のために記録 ○業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・国税関係情報：課税対象者の所得税に係る情報に基づき、個人住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報：個人住民税を賦課決定・賦課更正するため算出した個人住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・医療保険関係情報：国民健康保険、後期高齢者医療保険の納付状況に基づき、社会保険料控除額の確認のために記録 ・障害者福祉関係情報：障害者関連の認定情報に基づき、障害者控除の適用を判定するために記録 ・生活保護・社会福祉関係情報：生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定、減免を行うために記録 ・介護・高齢者福祉関係情報：障害者関連の認定情報に基づき、障害者控除の適用を判定するため、介護保険の納付状況に基づき、社会保険料控除額の確認のために記録 ・雇用・労働関係情報：特別徴収先の事業所を把握するために記録 ・年金関係情報：課税対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人住民税の賦課及び年金特別徴収税額の計算を行うために記録 ・その他：申告相談等で聴取した内容や処理状況等の業務に関するメモを記録
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総合政策部 課税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、保険年金課、高齢者支援課、障害者支援課、生活支援課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払報告者、公的年金支払報告者(日本年金機構を除く。)) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (LGWAN、インターネット回線)	
③使用目的 ※	各種課税資料の取得、住民税額の算出・通知	
④使用の主体	使用部署	総合政策部 課税課、由宇総合支所 市民福祉課、周東総合支所 市民福祉課・玖珂支所、錦総合支所 市民福祉課・美川支所、美和総合支所 市民福祉課・本郷支所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	① 申告情報の取得 ・住民・国税庁・企業等・年金保険者・他自治体から申告情報を取得する。 ・賦課に必要な情報(生活保護・障害等)を照会し取得する。 ・課税対象者の配偶者、扶養者、専従者で、当市に住所が無い者の情報(住所・所得等)を照会し取得する。 ② 賦課情報の作成・通知 ・各種申告情報、から賦課情報を作成する。 ・納税者(普通徴収対象者の場合)、年金保険者・事業所等(特別徴収対象者の場合)へ税額を通知する。 ③ その他の異動 ・課税資料の提出、課税調査等必要に応じて、徴収方法の変更・税額更正等を行う。 ④ 情報連携の実施 ・情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を実施するため、連携対象の特定個人情報を中間サーバーへ登録し、照会を受けたら都度、情報提供する。	
情報の突合	・取得した申告情報と各種関係情報を突合し、個人特定及び課税・非課税の決定、市・県民税税額の決定を行う【上記①・②】	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1 住記・税システム管理の委託		
①委託内容	住記・税システムの保守管理及び必要情報の資料登録等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2 eLTAXの運用管理		
①委託内容	審査サーバ及び国税受信サーバの維持管理	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託申請に対する承諾
	⑥再委託事項	① 年金特徴、審査及び国税連携サービスの利用における現地対応作業 ② 年金特徴、審査及び国税連携サービスの利用における問い合わせ対応
委託事項3 申告支援システム管理の委託		
①委託内容	申告支援システムの保守管理及び必要情報の資料登録等	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社サンネット	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項4		課税情報のエントリ	
①委託内容		確定申告書や給与支払報告書、年金支払報告書のエントリ(データパンチ)委託	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		見積もり合わせにより業者を選定	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (62) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (8) 件 [] 行っていない
提供先1	給与所得に係る特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4
②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	特別徴収税額通知 5月ほか随時
提供先2	年金所得に係る特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項、第321条の7の7第2項等
②提供先における用途	年金所得に係る個人住民税について、年金給付の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	・年金特徴停止通知 年12回 ・特別徴収税額通知 年1回(7月)

提供先3	番号法第19条第8号、別表第2に規定する情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第2の該当する項(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号、別表第2に規定する事務(別紙1参照)
③提供する情報	所得、課税情報等の個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその被扶養者等
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度。
提供先4	番号法第19条第9号 番号法第19条第8号に規定する別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて個人情報保護委員会規則で定める本人同意を得た情報照会者(規則に規定された方法により個人情報保護委員会が公表したもの) ※「提供・移転の有無」の件数にはまとめて1件とする。
①法令上の根拠	番号法第19条第9号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条第4項
②提供先における用途	番号法第19条第9号 個人情報保護委員会が認めた各市町村長等が条例で規定した事務
③提供する情報	所得、課税情報等の個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその被扶養者等
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度。

提供先5	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、地方税法第317条
②提供先における用途	所得税の更正決定、修正申告の勧奨等
③提供する情報	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、岩国市が所得を計算して個人住民税を課した場合において、該当者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、岩国市が所得を計算して個人住民税を課した所得税申告者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN) <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	該当者が判明した場合に随時送付する。

移転先1	生活支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「番号条例」という。)
②移転先における用途	生活保護に関する事務、中国残留邦人等支援給付等に関する事務、生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	所得、課税情報等の個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日現在市内に住所を有する個人、住所を有しないが市内に事業所や家屋敷を有する個人、市外在住の被扶養者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	申請受けたら都度、保護費決定に伴う調査時
移転先2	障害者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号条例
②移転先における用途	重度心身障害者医療費の助成に関する事務、自立支援給付(更生医療)に関する事務、自立支援給付(育成医療)に関する事務、自立支援給付(精神通院)に関する事務、特別児童扶養手当の支給に関する事務、特別障害者手当等の支給に関する事務、障害児通所給付費等の給付決定に関する事務、身体障害者福祉法による障害福祉サービス等へのやむを得ない措置に関する事務、知的障害者福祉法による障害福祉サービス等へのやむを得ない措置に関する事務、自立支援給付費(自立支援医療費を除く)の支給に関する事務、日常生活用具給付等事業の支給決定に関する事務、移動支援事業に関する事務、日中一時支援事業に関する事務、訪問入浴サービスに関する事務、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付に関する事務、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業に関する事務
③移転する情報	所得、課税情報等の個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日現在市内に住所を有する個人、住所を有しないが市内に事業所や家屋敷を有する個人、市外在住の被扶養者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	賦課決定時及び更正時、申請・事案の発生の都度

移転先3	こども家庭課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号条例
②移転先における用途	乳幼児医療費の助成に関する事務、ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務、こども医療費の助成に関する事務、児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務、児童扶養手当関係事務、児童手当関係事務、母子保健に関する事務
③移転する情報	所得、課税情報等の個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日現在市内に住所を有する個人、住所を有しないが市内に事業所や家屋敷を有する個人、市外在住の被扶養者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	賦課決定時及び更正時、申請・事案の発生の都度
移転先4	健康推進課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号条例
②移転先における用途	母子保健に関する事務
③移転する情報	所得、課税情報等の個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日現在市内に住所を有する個人、住所を有しないが市内に事業所や家屋敷を有する個人、市外在住の被扶養者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	申請を受けたら都度

移転先5	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号条例
②移転先における用途	国民健康保険に関する事務、後期高齢者医療制度に関する事務、介護保険に関する事務
③移転する情報	所得、課税情報等の個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日現在市内に住所を有する個人、住所を有しないが市内に事業所や家屋敷を有する個人、市外在住の被扶養者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	賦課決定時及び更正時、申請・照会を受けたら都度
移転先6	高齢者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号条例
②移転先における用途	介護保険に関する事務、養護老人ホームの入所措置に関する事務
③移転する情報	所得、課税情報等の個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日現在市内に住所を有する個人、住所を有しないが市内に事業所や家屋敷を有する個人、市外在住の被扶養者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	申請を受けたら都度

移転先7	建築住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号条例
②移転先における用途	公営住宅の管理に関する事務、改良住宅の管理に関する事務、特定公共賃貸住宅の管理に関する事務
③移転する情報	所得、課税情報等の個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日現在市内に住所を有する個人、住所を有しないが市内に事業所や家屋敷を有する個人、市外在住の被扶養者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	賦課決定時及び更正時、申請を受けたら都度、収入状況の報告を請求する必要がある時
移転先8	保育幼稚園課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号条例
②移転先における用途	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務
③移転する情報	所得、課税情報等の個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日現在市内に住所を有する個人、住所を有しないが市内に事業所や家屋敷を有する個人、市外在住の被扶養者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	申請を受けたら都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>庁舎においては、閉庁時・時間外にはセキュリティゲートにて入館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管している。 なおサーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>受託事業者で管理されているeLTAXの審査サーバ及び国税受信サーバは、次の建物自体(場所)に設置されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性能は震度6強相当の地震にも耐えうる建物 ・水害対策として海岸線より離れた場所 ・自治体が定めている『液状化がほとんど発生しない地域』並びに『0.2m以上浸水しない場所』 <p>また建物内は次のとおりセキュリティ対策が実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日の有人警護、入退者への手荷物検査の実施並びに入退室チェックを実施している。 ・各ポイント毎に監視カメラを設置し堅牢性・安全性を確保している。 ・生体認証で入退出を行うマシン室内のサーバについては鍵付きラック内に設置されている。
7. 備考	
—	

【課税対象者マスタ】

住民コード,予備キー,世帯番号,住民税用世帯番号,続柄コード,続柄漢字,氏名カナ1,氏名カナ2,生年月日,性別,誰に世帯,誰に住民,扶養者特定表示,扶養専従区分,配偶者区分,配偶者住民コード,障害者控除,老人扶養控除,住民区分,住定事由,住民となった年月日,住民でなくなった年月日,住所編集パターン,行政区コード,住所コード,棟番号,番地コード,号コード,枝番コード,子枝番コード,市外コード,賦課期日住所漢字,賦課期日方書漢字,賦課期日氏名漢字,賦課期日通称名漢字,通称名カナ,世帯主氏名カナ,世帯主氏名漢字,世帯内グループ,筆頭者氏名,世帯内順位,税世帯続柄,前年事業所番号,確定申告書番号,前年個人区分,前年徴収区分,前年専従者有無,前年均等割のみ区分,前年誰に世帯,前年誰に住民,前年扶養者特定表示,前年扶養専従区分,前年障害者控除,前年老人扶養控除,通知書番号,電話番号,申告書発送済表示,申告書発送コード,申告書打出区分,はがき現年度発送予定,はがき現年度発送実績,はがき次年度発送予定,申告に準ずる事項,催告書発送済表示,催告書不要,未申告区分,資料種別大分類,資料種別小分類,外国人残留資格,国籍コード,納通公示,住登外課税通知,証明発行不可,生保区分,生保取得年月日,生保喪失年月日,国保資格区分,年金資格区分,卒業予定年度,被爆者,備考コード,国民健康保険料,介護保険料,寡婦理由,障害区分,申告書送理由コード例月1,申告書送理由コード例月2,申告書送理由コード例月3,メンテナンスリスト対象,本人扶養照会人数,他市所得調査,家屋敷事業所フラグ,メモ欄,ユーザーフラグ1,ユーザーフラグ2,ユーザーフラグ3,ユーザーフラグ4,ユーザーフラグ5,更新保護フラグ,IDカードナンバー,修正区分,処理年月日,置換え表示コード1,置換え表示コード2,置換え表示コード3,置換え表示コード4,置換え表示コード5,役所コード

【資料マスタ】

資料番号,簿冊番号,総括表一連番号,一連番号,住民コード,資料種別大,資料種別小,資料種別1大,資料種別1小,資料登録日,確定申告書番号,住民コード1,氏名カナ,生年月日,性別,電話番号,保留コード,事業所番号,事業所区分,受給者番号,前年専従者有りフラグ,納税者番号,所得統一コード1,所得金額1,所得統一コード2,所得金額2,所得統一コード3,所得金額3,所得統一コード4,所得金額4,所得統一コード5,所得金額5,所得統一コード6,所得金額6,所得統一コード7,所得金額7,所得統一コード8,所得金額8,所得統一コード9,所得金額9,所得統一コード10,所得金額10,所得統一コード11,所得金額11,所得統一コード12,所得金額12,所得統一コード13,所得金額13,所得統一コード14,所得金額14,所得統一コード15,所得金額15,所得統一コード16,所得金額16,所得統一コード17,所得金額17,所得統一コード18,所得金額18,所得統一コード19,所得金額19,所得統一コード20,所得金額20,所得統一コード21,所得金額21,所得統一コード22,所得金額22,所得統一コード23,所得金額23,所得統一コード24,所得金額24,所得統一コード25,所得金額25,控除統一コード1,控除金額1,控除統一コード2,控除金額2,控除統一コード3,控除金額3,控除統一コード4,控除金額4,控除統一コード5,控除金額5,控除統一コード6,控除金額6,控除統一コード7,控除金額7,控除統一コード8,控除金額8,控除統一コード9,控除金額9,控除統一コード10,控除金額10,控除統一コード11,控除金額11,控除統一コード12,控除金額12,控除統一コード13,控除金額13,控除統一コード14,控除金額14,控除統一コード15,控除金額15,控除統一コード16,控除金額16,控除統一コード17,控除金額17,控除統一コード18,控除金額18,控除統一コード19,控除金額19,控除統一コード20,控除金額20,控除統一コード21,控除金額21,控除統一コード22,控除金額22,控除統一コード23,控除金額23,控除統一コード24,控除金額24,控除統一コード25,控除金額25,控除統一コード26,控除金額26,控除統一コード27,控除金額27,控除統一コード28,控除金額28,控除統一コード29,控除金額29,控除統一コード30,控除金額30,控配有無,夫有,未成年,老人扶養人数,内同居老親人数,特定扶養人数,その他扶養人数,年少扶養人数,特別障害者数,内同居特別障害者数,その他障害者数,控配同特表示,特別障害,その他障害,老年人,特別寡婦,寡婦,寡夫,勤労学生,給与年金種別コード1,給与年金収入金額1,給与年金種別コード2,給与年金収入金額2,給与年金種別コード3,給与年金収入金額3,給与年金種別コード4,給与年金収入金額4,給与年金種別コード5,給与年金収入金額5,給与年金種別コード6,給与年金収入金額6,給与年金種別コード7,給与年金収入金額7,給与年金種別コード8,給与年金収入金額8,給与年金種別コード9,給与年金収入金額9,給与年金種別コード10,給与年金収入金額10,配扶専特定済フラグ1,配扶専コード1,配扶専カナ名1,配扶専生年月日1,配扶専給与額1,配扶専住民コード1,配扶専障害者コード1,配扶専市外専従コード1,配扶専配専フラグ1,配扶専特定済フラグ2,配扶専コード2,配扶専カナ名2,配扶専生年月日2,配扶専給与額2,配扶専住民コード2,配扶専障害者コード2,配扶専市外専従コード2,配扶専配専フラグ2,配扶専特定済フラグ3,配扶専コード3,配扶専カナ名3,配扶専生年月日3,配扶専給与額3,配扶専住民コード3,配扶専障害者コード3,配扶専市外専従コード3,配扶専配専フラグ3,配扶専特定済フラグ4,配扶専コード4,配扶専カナ名4,配扶専生年月日4,配扶専給与額4,配扶専住民コード4,配扶専障害者コード4,配扶専市外専従コード4,配扶専配専フラグ4,配扶専特定済フラグ5,配扶専コード5,配扶専カナ名5,配扶専生年月日5,配扶専給与額5,配扶専住民コード5,配扶専障害者コード5,配扶専市外専従コード5,配扶専配専フラグ5,配扶専特定済フラグ6,配扶専コード6,配扶専カナ名6,配扶専生年月日6,配扶専給与額6,配扶専住民コード6,配扶専障害者コード6,配扶専市外専従コード6,配扶専配専フラグ6,配扶専特定済フラグ7,配扶専コード7,配扶専カナ名7,配扶専生年月日7,配扶専給与額7,配扶専住民コード7,配扶専障害者コード7,配扶専市外専従コード7,配扶専配専フラグ7,配扶専特定済フラグ8,配扶専コード8,配扶専カナ名8,配扶専生年月日8,配扶専給与額8,配扶専住民コード8,配扶専障害者コード8,配扶専市外専従コード8,配扶専配専フラグ8,配扶専特定済フラグ9,配扶専コード9,配扶専カナ名9,配扶専生年月日9,配扶専給与額9,配扶専住民コード9,配扶専障害者コード9,配扶専市外専従コード9,配扶専配専フラグ9,配扶専特定済フラグ10,配扶専コード10,配扶専カナ名10,配扶専生年月日10,配扶専給与額10,配扶専住民コード10,配扶専障害者コード10,配扶専市外専従コード10,配扶専配専フラグ10,配扶専特定済フラグ11,配扶専コード11,配扶専カナ名11,配扶専生年月日11,配扶専給与額11,配扶専住民コード11,配扶専障害者コード11,配扶専市外専従コード11,配扶専配専フラグ11,配扶専特定済フラグ12,配扶専コード12,配扶専カナ名12,配扶専生年月日12,配扶専給与額12,配扶専住民コード12,配扶専障害者コード12,配扶専市外専従コード12,配扶専配専フラグ12,配扶専特定済フラグ13,配扶専コード13,配扶専カナ名13,配扶専生年月日13,配扶専給与額13,配扶専住民コード13,配扶専障害者コード13,配扶専市外専従コード13,配扶専配専フラグ13,配扶専特定済フラグ14,配扶専コード14,配扶専カナ名14,配扶専生年月日14,配扶専給与額14,配扶専住民コード14,配扶専障害者コード14,配扶専市外専従コード14,配扶専配専フラグ14,専従者給与合計,徴収方法,職業フラグ,事業所課税フラグ,本人専従フラグ,休職フラグ,普徴フラグ,海外フラグ,別居扶養表示,丙欄,青色申告,生活状況,申告書発送フラグ,家屋敷課税フラグ,みなし法人,配偶特別,年調フラグ,少額フラグ,年金過年フラグ,業種コード,就職年月日,退職年月日,前職支払額,前職社保控除額,死亡退職,前職フラグ,外国人,乙欄,適用条文1,適用条文2,適用条文3,マスタチェックエラー,扶養アンマッチエラー,ワーニングエラー,エラー,エラー表示1,エラー表示2,エラー表示3,エラー表示4,エラー表示5,エラー表示6,エラー表示7,エラー表示8,エラー表示9,エラー表示10,エラー表示11,エラー表示12,エラー表示13,エラー表示14,エラー表示15,置換え表示1,置換え表示2,置換え表示3,置換え表示4,置換え表示5,置換え表示6,置換え表示7,置換え表示8,置換え表示9,置換え表示10,置換え表示11,置換え表示12,置換え表示13,置換え表示14,置換え表示15,支払年月日,徴収済月,異動事由,未徴収税額の徴収方法,異動開始月,転勤先事業所番号,主たる資料番号,適用条文A,適用条文B,適用条文C,寡婦理由,生命保険料支払額,短期損害保険支払額,居住年月日1,居住年月日2,住宅旧制度フラグ,特定増改築フラグ1,特定増改築フラグ2,住宅控除適用消費税率1,住宅控除適用消費税率2,医療費控除区分,所得金額調整控除種別,特定配当株式等全部申告不要,役所コード,有資格,租税優先番号,使用不可,課対生年月日,歳65以上フラグ,更新保護フラグ,本人特定フラグ,優先資料フラグ,資料分類区分,個人査定済フラグ,IDカードナンバー,修正区分,処理年月日,配特有無,エラー解除,削除有無

【宛名マスタ】

役所コード,税目種別,住民コード,世帯コード,管理区分,行政コード,地番ビット,住所コード,自治体コード,郵便番号1,郵便番号2,棟,番地,号,号枝番,号小枝番,住所1,住所2,方書,文字数,カナ住所,カナ方書,カナ名称上1桁,カナ名称,名称,カナ名称2,名称2,生年月日,性別,続柄コード,続柄,世帯主名称,世帯主カナ名称,本籍地,筆頭者,住民種別,住民となった日,住民となった届出日,住民となった事由,住民でなくなった日,住民でなくなった届出日,住民でなくなった事由,住定異動年月日,住定届出年月日,住定事由,住基異動日,住基届出日,住記異動事由,異動年月日,異動事由,会社区分,会社前後区分,個法区分,電話区分,電話番号,オートダイヤル,特徴指定番号,特普区分,納付書不作成区分,納期特例,区別コード,産業分類,屋号カナ,屋号,共有持分名称,メモ,取扱担当区分,登録年月日,更新担当区分,更新年月日,利用業務,履歴番号,非公開区分,職員番号,職員氏名漢字,共有住所チェック,共有持分チェック,自治会コード,国籍コード,在留資格コード,在留開始年月日,在留終了年月日,本名カナ氏名,本名漢字氏名,外国人登録番号,転入前自治体コード,転入前郵便番号1,転入前郵便番号2,転入前住所,転入前住所方書,宛名区分,取消フラグ,取消理由,資料番号,通知番号,備考,住所外字フラグ,方書外字フラグ,名称外字フラグ,名称2外字フラグ,世帯主名称外字フラグ,本名漢字氏名外字フラグ,本籍地外字フラグ,筆頭者外字フラグ,前住所外字フラグ,前住所方書外字フラグ,汎用項目1,汎用項目2,汎用項目3,汎用項目4,汎用項目5,汎用項目6,汎用項目7,汎用項目8,汎用項目9,通称名カナ,通称名漢字,併記名漢字,注意区分,パスポート氏名,パスポートカナ,生年月日不詳フラグ,性別不明フラグ,住民となった年月日不詳フラグ,住民でなくなった年月日不詳フラグ,第30条45規定区分,在留期間年,在留期間月,在留期間日,外国人住民となった日

【宛名送付先マスタ】

税目種別,住民コード,税目,住所コード,自治体コード,郵便番号1,郵便番号2,棟,番地,号,号枝番,号小枝番,住所1,住所2,方書,文字数,カナ住所,カナ方書,カナ名称,名称,カナ名称2,名称2,会社区分,会社前後区分,電話区分,電話番号,メモ,職員番号,職員氏名漢字,異動年月日,非公開区分,連番,更新年月日,資料番号,変更区分,住所外字フラグ,方書外字フラグ,名称外字フラグ,名称2外字フラグ

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

申告支援システム (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (2)

【課税対象者情報ファイル】

宛名番号,カナ氏名,カナ氏名清音,氏名,生年月日,性別区分,世帯番号(地区),世帯番号(連番),続柄区分1,続柄区分2,続柄区分3,現住所,郵便番号,情報区分,電話番号,利用者識別番号,メモ,個人番号,局署番号,整理番号,配偶者宛名番号,異動年月日

【課税資料情報ファイル(給報・年金)】

報告書ID,更新回数,無効フラグ,未届出フラグ,事業所コード,宛名番号,整理番号,給報年報区分,徴収区分,受給者番号,資料せんありフラグ,種別,支払金額,給与所得控除後の金額,所得控除の額の合計額,源泉徴収税額,配偶者の有無区分,専従配偶者の有無,配偶者老人フラグ,配偶者特別控除額,特定扶養人数,特定扶養専従者人数,同居老人扶養人数,老人扶養人数,老人扶養専従者人数,その他扶養人数,その他扶養専従者人数,同居特別障害者人数,特別障害者人数,その他障害者人数,社会保険料等の金額,社会保険料等の内数,生命保険料の控除額,地震保険料の控除額,住宅取得等特別控除額,住宅借入金等特別控除可能額,居住開始年月日,配偶者の合計所得,旧個人年金保険料,旧長期損害保険料,夫ありフラグ,未成年フラグ,乙欄フラグ,本人特別障害フラグ,本人その他障害フラグ,老年者フラグ,寡婦一般フラグ,ひとり親フラグ,寡夫フラグ,勤労学生フラグ,死亡退職フラグ,災害者フラグ,外国人フラグ,中途就退職区分,中途就退職年月日,摘要,年調定率控除額,年末調整未済,国民年金保険料等の金額,合算する給報ありフラグ,合算する給報の事業所コード,合算する給報の事業所名,合算する給報の支払金額,合算する給報の社会保険料,合算する給報の源泉徴収,合算しないフラグ,年金支払金額1,年金支払金額2,年金支払金額3,年金支払金額合計,年金所得金額,年金源泉徴収1,年金源泉徴収2,年金源泉徴収3,年金源泉徴収合計,資料番号1,資料番号2,資料番号3,OCRイメージファイル名,OCRイメージファイル適用名,住宅借入金等特別控除適用数,住宅借入金等特別控除区分(1回目),住宅借入金等の額(1回目),居住開始年月日(2回目),住宅借入金等特別控除区分(2回目),住宅借入金等の額(2回目),登録日,更新日,備考,扶養年少人数,異動理由コード,新生命保険料の金額,旧生命保険料の金額,介護医療保険料の金額,新個人年金保険料の金額,登録区分,回送フラグ,印刷済フラグ,印刷日,年金支払金額4,年金源泉徴収4,非居住者である親族の数,提出義務者の個人番号又は法人番号,支払を受ける者の個人番号,控除対象配偶者 フリガナ,控除対象配偶者 氏名,控除対象配偶者 区分,控除対象配偶者 個人番号,控除対象扶養親族1 フリガナ,控除対象扶養親族1 氏名,控除対象扶養親族1 区分,控除対象扶養親族1 個人番号,控除対象扶養親族2 フリガナ,控除対象扶養親族2 氏名,控除対象扶養親族2 区分,控除対象扶養親族2 個人番号,控除対象扶養親族3 フリガナ,控除対象扶養親族3 氏名,控除対象扶養親族3 区分,控除対象扶養親族3 個人番号,控除対象扶養親族4 フリガナ,控除対象扶養親族4 氏名,控除対象扶養親族4 区分,控除対象扶養親族4 個人番号,控除対象扶養親族5 フリガナ,控除対象扶養親族5 氏名,控除対象扶養親族5 区分,控除対象扶養親族5 個人番号,控除対象扶養親族6 フリガナ,控除対象扶養親族6 氏名,控除対象扶養親族6 区分,控除対象扶養親族6 個人番号,控除対象扶養親族7 フリガナ,控除対象扶養親族7 氏名,控除対象扶養親族7 区分,控除対象扶養親族7 個人番号,控除対象扶養親族8 フリガナ,控除対象扶養親族8 氏名,控除対象扶養親族8 区分,控除対象扶養親族8 個人番号,控除対象扶養親族9 フリガナ,控除対象扶養親族9 氏名,控除対象扶養親族9 区分,控除対象扶養親族9 個人番号,控除対象扶養親族10 フリガナ,控除対象扶養親族10 氏名,控除対象扶養親族10 区分,控除対象扶養親族10 個人番号,16歳未満の扶養親族1 フリガナ,16歳未満の扶養親族1 氏名,16歳未満の扶養親族1 区分,16歳未満の扶養親族1 個人番号,16歳未満の扶養親族2 フリガナ,16歳未満の扶養親族2 氏名,16歳未満の扶養親族2 区分,16歳未満の扶養親族2 個人番号,16歳未満の扶養親族3 フリガナ,16歳未満の扶養親族3 氏名,16歳未満の扶養親族3 区分,16歳未満の扶養親族3 個人番号,16歳未満の扶養親族4 フリガナ,16歳未満の扶養親族4 氏名,16歳未満の扶養親族4 区分,16歳未満の扶養親族4 個人番号,16歳未満の扶養親族5 フリガナ,16歳未満の扶養親族5 氏名,16歳未満の扶養親族5 区分,16歳未満の扶養親族5 個人番号,16歳未満の扶養親族6 フリガナ,16歳未満の扶養親族6 氏名,16歳未満の扶養親族6 区分,16歳未満の扶養親族6 個人番号,16歳未満の扶養親族7 フリガナ,16歳未満の扶養親族7 氏名,16歳未満の扶養親族7 区分,16歳未満の扶養親族7 個人番号,16歳未満の扶養親族8 フリガナ,16歳未満の扶養親族8 氏名,16歳未満の扶養親族8 区分,16歳未満の扶養親族8 個人番号,16歳未満の扶養親族9 フリガナ,16歳未満の扶養親族9 氏名,16歳未満の扶養親族9 区分,16歳未満の扶養親族9 個人番号,16歳未満の扶養親族10 フリガナ,16歳未満の扶養親族10 氏名,16歳未満の扶養親族10 区分,16歳未満の扶養親族10 個人番号,5人目以降の控除対象扶養親族 個人番号,5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号,真正性確認区分,合算済みフラグ,合算優先フラグ,論理チェック確認区分,最終更新ユーザ,最終更新端末,訂正表示,青色専従者,条約免除,通知先アドレス,未特定事由,処置,現職報告書ID,異動後事業所コード,個人特定キー,事業所特定キー,控除対象配偶者 48万以下,同配適用区分,所得金額調整控除,基礎控除

【課税資料情報ファイル(給報・年金 配偶者・被扶養者情報)】

報告書ID,無効フラグ,宛名番号,控除区分,扶養区分,同居老人フラグ,扶養障害区分,同居特別障害フラグ,納税者との続柄(コード),納税者との続柄,扶養是正フラグ,連携済フラグ,個人番号,真正性確認区分,区分,並順

【課税資料情報ファイル(申告書本人情報)】

宛名番号,更新回数,無効フラグ,課税課コード,課税資料区分,直接入力フラグ,青色申告フラグ,分離課税ありフラグ,損失申告ありフラグ,資料せんありフラグ,様式区分,申告受付場所区分,現住所同じフラグ,納税者番号,職業,屋号,備考,資料区分,障害区分,障害等級,均等割区分,生活扶助フラグ,未成年フラグ,家屋敷フラグ,非課税フラグ,申告後退職フラグ,特徴請求先事業所コード,資料番号1,資料番号2,資料番号3,印刷状態,印刷様式区分,住民税申告書印刷フラグ,住所印刷しないフラグ,申告者情報印刷フラグ,氏名印刷フラグ,送付用印刷フラグ,申告書第一表印刷フラグ,申告書第二表印刷フラグ,申告書第三表印刷フラグ,申告書第四表印刷フラグ,住宅借入金控除印刷フラグ,住宅借入金控除連帯債務印刷フラグ,申告書第一表1シート印刷フラグ,申告書第四表1シート印刷フラグ,扶養親族の内訳書,源泉徴収税額の内訳書,医療費控除の内訳書,配当控除の内訳書,第四表 2,住民税申告書(分離課税用),収支内訳書一般用,収支内訳書一般減価償却,収支内訳書一般その他経費,収支内訳書農業所得用,収支内訳書農業所得減価償却,収支内訳書農業所得その他経費,収支内訳書不動産所得用,収支内訳書不動産所得減価償却,収支内訳書不動産所得その他経費,住宅借入金控除(住民税),住宅借入金控除市町村提出用,住宅借入金控除税務署確認用,住宅借入金控除本人用,住宅借入金印刷区分,住宅借入金控除市町村提出用氏名,住宅借入金控除市町村提出用住所,住宅借入金控除税務署確認用氏名,住宅借入金控除税務署確認用住所,住宅借入金控除本人用氏名,住宅借入金控除本人用住所,住民税申告書提出用,住民税申告書控用,収支内訳書印刷区分,レーザ印刷提出用,レーザ印刷住民税用,レーザ印刷本人用,レーザ印刷タイトル区分,住宅借入金控除(二面)印刷フラグ,データ区分,ファイル種別,送信先自治体自治体コード,送信先判別コード,国税内部使用コード,1月1日(賦課期日)地方自治体コード,申告区分,確定申告書区分,課税異動事由コード,取込区分,異動年月日,局署番号,整理番号,バッチ番号,受付番号,連絡データ作成年月日,団体確認用コード,台帳番号,利用者識別番号,イメージファイル名,イメージファイル格納パス,政党寄附金控除印刷フラグ,家内特例計算書印刷フラグ,株式譲渡印刷フラグ,株式譲渡付表印刷フラグ,控えを2部印刷するフラグ,国税連携 所得計,国税連携 控除計,国税連携 税額,国税連携 控除計6.15,国税連携 警告ERR1,国税連携 警告ERR2,異動事由コード,公益寄附金控除印刷フラグ,認定寄附金控除印刷フラグ,政党寄附金控除印

入,株式譲渡上場分経費,株式譲渡上場分差引,株式譲渡上場分差引(相殺後),株式譲渡上場分所得,株式譲渡上場分所得(特定投資株式取得控除後),株式譲渡上場分所得(繰越損失控除後),特定投資株式取得控除,商品先物取引場所,商品先物取引収入,商品先物取引経費,商品先物取引所得,商品先物取引所得(繰越損失控除後),山林場所,山林収入,山林経費,山林青色申告特別控除,山林専従者控除,一般特別控除(山林),山林所得,山林所得(2次通算後),山林所得(3次通算後),山林所得(損益通算後),山林所得(繰越損失控除後),特別控除条文(山林),特別控除(山林),山林所得(特別控除後),山林所得(表示用),退職種類,退職場所,退職勤続年数,退職障害フラグ,退職収入,退職経費,退職差引,退職所得,退職所得(3次通算後),退職所得(損益通算後),退職所得(繰越損失控除後),退職所得(表示用),所得金額の合計額,合計所得金額,総所得金額等の合計額,繰越損失額,繰越純損失額,繰越雑損失額,繰越株式譲渡損失,本年差引株式譲渡損失,繰越先物取引損失,本年差引先物取引損失,上場株式配当区分等,上場株式配当場所,上場株式配当収入,上場株式配当経費,上場株式配当差引,上場株式配当差引相殺後,本年差引上場株式配当損失,合計所得金額(内部計算用),総所得金額等の合計額(内部計算用),居住用財産譲渡損失,居住用財産繰越損失,上場株式配当所得(繰越損失控除前),公的年金以外の合計所得金額,分離課税譲渡の特別控除合計額,上場株式譲渡等の源泉徴収合計額

【課税資料情報ファイル(控除情報)】

宛番号,無効フラグ,雑損控除 損害の原因,雑損控除 損害の年月日,雑損控除 損害の種類,雑損控除 損害金額,雑損控除 補てん金額,雑損控除 差引損失額,雑損控除 災害関連支出,雑損控除額1,雑損控除額2,雑損控除額,医療費控除 医療費,医療費控除 補てん金額,医療費控除 差引負担額,医療費控除 控除減額,医療費控除額,おむつ証明書あり,おむつ使用者,社会保険料控除 種類1,社会保険料控除 保険料1,社会保険料控除 種類2,社会保険料控除 保険料2,社会保険料控除 種類3,社会保険料控除 保険料3,社会保険料控除 種類4,社会保険料控除 保険料4,社会保険料控除 種類5,社会保険料控除 保険料5,社会保険料控除 種類6,社会保険料控除 保険料6,社会保険料控除額,小規模企業共済等掛金控除 種類1,小規模企業共済等掛金控除 掛金1,小規模企業共済等掛金控除 種類2,小規模企業共済等掛金控除 掛金2,小規模企業共済等掛金控除 種類3,小規模企業共済等掛金控除 掛金3,小規模企業共済等掛金控除 種類4,小規模企業共済等掛金控除 掛金4,小規模企業共済等掛金控除額,旧個人年金保険料の計,旧個人年金保険料の計,生命保険料控除額,地震保険料の計,旧長期保険料の計,地震保険料控除額,寄附金控除 寄附先の所在地,寄附金控除 寄附金,寄附金控除 共同募金等,寄附金控除 控除減額,寄附金控除額,寡婦区分,寡婦夫理由,寡婦夫控除額,勤労学生フラグ,勤労学生控除学校名,勤労学生控除額,障害者控除計,配偶者老人フラグ,配偶者同居特障フラグ,配偶者控除ありフラグ,配偶者控除額,配偶者所得金額,配偶者特別控除ありフラグ,配偶者特別控除額,扶養控除額計,扶養人数,基礎控除額,所得から差し引かれる金額合計,配偶者人数,特定扶養人数,同居老人扶養人数,老人扶養人数,老人扶養人数,配偶者人数,その他扶養人数,同居特別障害者人数,同居特別障害内配偶者人数,特別障害人数,普通障害人数,源泉 社会保険料等の金額,源泉 社会保険料等の内数,源泉 生命保険料の控除額,源泉 地震保険料の控除額,住宅取得等特別控除額,源泉 配偶者の合計所得,源泉 個人年金保険料の金額,源泉 旧長期損害保険料の金額,寄附金控除 地方自治体,寄附金控除 条例指定分,市町村,寄附金控除 条例指定分,道府県,寄附金控除 条例指定分,合計,扶養年少人数,寄附金控除区分,震災関連寄附に係る寄附金,新生命保険料の金額,新個人年金保険料の金額,介護医療保険料の金額,源泉 新生命保険料の金額,源泉 旧生命保険料の金額,源泉 新個人年金保険料の金額,源泉 旧個人年金保険料の金額,源泉 介護医療保険料の金額,配偶者個人番号,配偶者氏名,配偶者生年月日,被扶養者個人番号1,被扶養者続柄1,被扶養者氏名1,被扶養者生年月日1,被扶養者個人番号2,被扶養者続柄2,被扶養者氏名2,被扶養者生年月日2,被扶養者個人番号3,被扶養者続柄3,被扶養者氏名3,被扶養者生年月日3,被扶養者個人番号4,被扶養者続柄4,被扶養者氏名4,被扶養者生年月日4,扶養者個人番号5,被扶養者続柄5,被扶養者氏名5,被扶養者生年月日5,被扶養者個人番号6,被扶養者続柄6,被扶養者氏名6,被扶養者生年月日6,被扶養者個人番号7,被扶養者続柄7,被扶養者氏名7,被扶養者生年月日7,被扶養者個人番号8,被扶養者続柄8,被扶養者氏名8,被扶養者生年月日8,16歳未満被扶養者個人番号1,16歳未満被扶養者続柄1,16歳未満被扶養者氏名1,16歳未満被扶養者生年月日1,16歳未満被扶養者個人番号2,16歳未満被扶養者続柄2,16歳未満被扶養者氏名2,16歳未満被扶養者生年月日2,16歳未満被扶養者個人番号3,16歳未満被扶養者続柄3,16歳未満被扶養者氏名3,16歳未満被扶養者生年月日3,16歳未満被扶養者個人番号4,16歳未満被扶養者続柄4,16歳未満被扶養者氏名4,16歳未満被扶養者生年月日4,16歳未満被扶養者個人番号5,16歳未満被扶養者続柄5,16歳未満被扶養者氏名5,16歳未満被扶養者生年月日5,16歳未満被扶養者個人番号6,16歳未満被扶養者続柄6,16歳未満被扶養者氏名6,16歳未満被扶養者生年月日6,専従者個人番号1,専従者続柄1,専従者氏名1,専従者生年月日1,専従者個人番号2,専従者続柄2,専従者氏名2,専従者生年月日2,専従者個人番号3,専従者続柄3,専従者氏名3,専従者生年月日3,専従者個人番号4,専従者続柄4,専従者氏名4,専従者生年月日4,専従者個人番号5,専従者続柄5,専従者氏名5,専従者生年月日5,専従者個人番号6,専従者続柄6,専従者氏名6,専従者生年月日6,地震保険料控除区分,配偶者国外居住区分,被扶養者国外居住区分1,被扶養者国外居住区分2,被扶養者国外居住区分3,被扶養者国外居住区分4,被扶養者国外居住区分5,被扶養者国外居住区分6,被扶養者国外居住区分7,被扶養者国外居住区分8,セルフメディケーションフラグ,従来医療費 支払額,従来医療費 補てん金額,従来医療費 医療費控除額,従来医療費 通知記載医療費,従来医療費 通知実際医療費,従来医療費 通知補てん金額,セルフメディケーション 支払額,セルフメディケーション 補てん金額,セルフメディケーション 医療費控除額,セルフメディケーション 取組内容区分,セルフメディケーション 取組内容その他,セルフメディケーション 発行者名,所得控除の額の合計額,勤労学生障害者控除額,配偶者(特別)控除区分, 配偶者(特別)控除額,同一生計配偶者ありフラグ,配偶者(特別)控除区分2,扶養控除区分,社会保険料控除 年末調整1,社会保険料控除 年末調整2,社会保険料控除 年末調整3,社会保険料控除 年末調整4,社会保険料控除 年末調整5,社会保険料控除 年末調整6,社会保険料控除 年調以外1,社会保険料控除 年調以外2,社会保険料控除 年調以外3,社会保険料控除 年調以外4,社会保険料控除 年調以外5,社会保険料控除 年調以外6,小規模企業共済 年末調整1,小規模企業共済 年末調整2,小規模企業共済 年末調整3,小規模企業共済 年末調整4,小規模企業共済 年調以外1,小規模企業共済 年調以外2,小規模企業共済 年調以外3,小規模企業共済 年調以外4,新生命保険料 年末調整,旧生命保険料 年末調整,新個人年金保険料 年末調整,旧個人年金保険料 年末調整,介護医療保険料 年末調整,新生命保険料 年調以外,旧生命保険料 年調以外,新個人年金保険料 年調以外,旧個人年金保険料 年調以外,介護医療保険料 年調以外,地震保険料 年末調整,旧長期保険料 年末調整,地震保険料 年調以外,旧長期保険料 年調以外,勤労学生 年調以外フラグ,配偶者障害者区分,配偶者国外居住年調フラグ,配偶者住民税同一フラグ,配偶者住民税別居フラグ,配偶者その他調整フラグ,被扶養者個人番号9,被扶養者続柄9,被扶養者氏名9,被扶養者生年月日9,被扶養者国外居住区分9,被扶養者個人番号10,被扶養者続柄10,被扶養者氏名10,被扶養者生年月日10,被扶養者国外居住区分10,被扶養者個人番号11,被扶養者続柄11,被扶養者氏名11,被扶養者生年月日11,被扶養者国外居住区分11,被扶養者個人番号12,被扶養者続柄12,被扶養者氏名12,被扶養者生年月日12,被扶養者国外居住区分12,被扶養者障害者区分1,被扶養者障害者区分2,被扶養者障害者区分3,被扶養者障害者区分4,被扶養者障害者区分5,被扶養者障害者区分6,被扶養者障害者区分7,被扶養者障害者区分8,被扶養者障害者区分9,被扶養者障害者区分10,被扶養者障害者区分11,被扶養者障害者区分12,被扶養者国外居住年調フラグ1,被扶養者国外居住年調フラグ2,被扶養者国外居住年調フラグ3,被扶養者国外居住年調フラグ4,被扶養者国外居住年調フラグ5,被扶養者国外居住年調フラグ6,被扶養者国外居住年調フラグ7,被扶養者国外居住年調フラグ8,被扶養者国外居住年調フラグ9,被扶養者国外居住年調フラグ10,被扶養者国外居住年調フラグ11,被扶養者国外居住年調フラグ12,被扶養者住民税16歳フラグ1,被扶養者住民税16歳フラグ2,被扶養者住民税16歳フラグ3,被扶養者住民税16歳フラグ4,被扶養者住民税16歳フラグ5,被扶養者住民税16歳フラグ6,被扶養者住民税16歳フラグ7,被扶養者住民税16歳フラグ8,被扶養者住民税16歳フラグ9,被扶養者住民税16歳フラグ10,被扶養者住民税16歳フラグ11,被扶養者住民税16歳フラグ12,被扶養者住民税別居フラグ1,被扶養者住民税別居フラグ2,被扶養者住民税別居フラグ3,被扶養者住民税別居フラグ4,被扶養者住民税別居フラグ5,被扶養者住民税別居フラグ6,被扶

養者住民税別居フラグ7,被扶養者住民税別居フラグ8,被扶養者住民税別居フラグ9,被扶養者住民税別居フラグ10,被扶養者住民税別居フラグ11,被扶養者住民税別居フラグ12,被扶養者その他調整フラグ1,被扶養者その他調整フラグ2,被扶養者その他調整フラグ3,被扶養者その他調整フラグ4,被扶養者その他調整フラグ5,被扶養者その他調整フラグ6,被扶養者その他調整フラグ7,被扶養者その他調整フラグ8,被扶養者その他調整フラグ9,被扶養者その他調整フラグ10,被扶養者その他調整フラグ11,被扶養者その他調整フラグ12

【課税資料情報ファイル(所得税情報)】

宛名番号,無効フラグ,農業分離肉用牛課税額,総合課税に対する金額,短期譲渡一般分に対する金額,短期譲渡軽減分に対する金額,短期譲渡に対する金額,長期譲渡一般分に対する金額,長期譲渡特定分に対する金額,長期譲渡軽減分に対する金額,長期譲渡に対する金額,株式等未公開分に対する金額,株式等上場分に対する金額,株式等に対する金額,商品先物取引に対する金額,山林に対する金額,退職に対する金額,総合課税に対する税額,短期譲渡一般分に対する税額,短期譲渡軽減分に対する税額,短期譲渡に対する税額,長期譲渡一般分に対する税額,長期譲渡特定分に対する税額,長期譲渡軽減分に対する税額,長期譲渡に対する税額,株式等未公開分に対する税額,株式等上場分に対する税額,株式等に対する税額,商品先物取引に対する税額,山林に対する税額,退職に対する税額,税額計,配当控除 利益配当に係る所得金額,配当控除 一般外貨建証券投信,配当控除 他の証券投信,配当控除,投資・リース税額等控除,住宅借入金年末残高,居住開始年月日,住宅取得等特別控除額,震災被災者の再取得等フラグ,政党等寄附金特別控除,住宅耐震改修特別控除,電子証明書等特別控除,差引所得税額,災害減免額控除,外国税額控除,源泉徴収税額,源泉枚数,特別減税額,税務署申告誤り,税務署納税額,申告納税額,予定納税額,第3期分の納税額,第3期分の還付額,121条適用フラグ,還付銀行名,還付銀行種別,還付銀行支店名,還付銀行支店種別,還付郵便局名,還付口座種別,還付口座番号,還付記号番号1,還付記号番号2,専従者人数,専従者人数(配偶者以外),専従者給与額(配偶者),専従者給額(配偶者以外),専従者給与額の合計額,青色申告特別控除額,雑・一時所得の源泉徴収税額,未納付の源泉徴収税額,平均課税対象金額,変動・臨時所得区分,変動・臨時所得金額,申告期限までに納付する金額,延納届出額,申告納税の増加額,第3期分の税額の増加額,住民税徴収区分(給与以外),住民税 退職含むフラグ,別居の扶養親族等 氏名1,別居の扶養親族等 住所1,青申配偶専従者,青申配偶専従者給与,住民税 配当特例,住民税 非居住者特例,住民税 配当割額控除,住民税 株式等譲渡割額控除,事業税 非課税所得番号,事業税 非課税所得,事業税 不動産所得,事業税 不動産減算特別控除,事業税 譲渡損失,事業税 開廃業区分,事業税 開廃業年月日,事業税 開廃業他都道府県,上場株式配当分に対する金額,上場株式配当分に対する税額,耐震特定優良区分,(特定増改築等)住宅借入金等特別控除区分,政党等寄附金等特控除区分,再差引所得税額,復興特別所得税,所得税及び復興特別所得税の額,外国税額控除区分,別居の扶養親族等個人番号1,別居の扶養親族等個人番号2,別居の扶養親族等個人番号3,居住開始年月日(1回目),控除該当番号(1回目),特定取得区分(1回目),住宅借入金年末残高(1回目),住宅借入金年末残高増改築(1回目),住宅取得等特別控除額(1回目),居住開始年月日(2回目),控除該当番号(2回目),特定取得分(2回目),住宅借入金年末残高(2回目),住宅借入金年末残高 増改築(2回目),住宅取得等特別控除額(2回目),別居の扶養親族等 氏名2,別居の扶養親族等 氏名3,別居の扶養親族等 住所2,別居の扶養親族等 住所3,別居の扶養親族等 カナ氏名1,別居の扶養親族等 カナ氏名2,別居の扶養親族等 カナ氏名3,別居の扶養親族等 宛名番号1,別居の扶養親族等 宛名番号2,別居の扶養親族等 宛名番号3,住宅借入金入力区分(1回目),住宅借入金入力区分(2回目),年調住宅借入金区分,住民税 特定配当等・特定株式等譲渡申告不要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

申告支援システム続き (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (3)

【課税資料情報ファイル(損失申告情報)】

宛名番号,無効フラグ,青色申告者の損失の金額,居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額,変動所得の損失額,損害の種類(営農業),損害の原因(営農業),損害年月日(営農業),損害金額(営農業),補填金額(営農業),差引損害金額(営農業),損害の種類(不動産),損害の原因(不動産),損害年月日(不動産),損害金額(不動産),補填金額(不動産),差引損害金額(不動産),損害の種類(山林),損害の原因(山林),損害年月日(山林),損害金額(山林),補填金額(山林),差引損害金額(山林),被災損失額(山林),被災損失額山林以外,損失額山林以外(青色)A1,損失額 山林以外(青色)A2,損失額 山林所得(青色)A1,損失額 山林所得(青色)A2,損失額 変動所得A1,損失額 変動所得A2,損失額 山林以外A1,損失額 山林以外A2,損失額 山林所得A1,損失額 山林所得A2,損失額 居住用財産A1,損失額 居住用財産A2,損失額 雑損A1,損失額 雑損A2,損失額 山林以外(青色)B1,損失額 山林以外(青色)B2,損失額 山林以外(青色)B3,損失額 山林所得(青色)B1,損失額 山林所得(青色)B2,損失額 山林所得(青色)B3,損失額 変動所得B1,損失額 変動所得B2,損失額 変動所得B3,損失額 山林以外B1,損失額 山林以外B2,損失額 山林以外B3,損失額 山林所得B1,損失額 山林所得B2,損失額 山林所得B3,損失額 居住用財産B1,損失額 居住用財産B2,損失額 居住用財産B3,損失額 雑損B1,損失額 雑損B2,損失額 雑損B3,損失額 山林以外(青色)C1,損失額 山林以外(青色)C2,損失額 山林以外(青色)C3,損失額 山林所得(青色)C1,損失額 山林所得(青色)C2,損失額 山林所得(青色)C3,損失額 変動所得C1,損失額 変動所得C2,損失額 変動所得C3,損失額 山林以外C1,損失額 山林以外C2,損失額 山林以外C3,損失額 山林所得C1,損失額 山林所得C2,損失額 山林所得C3,損失額 居住用財産C1,損失額 居住用財産C2,損失額 居住用財産C3,損失額 雑損C1,損失額 雑損C2,損失額 雑損C3,損失額 株式,損失額 先物取引,所得金額 雑損用,繰越損失額,繰越損失額(雑損),繰越損失額(株式),繰越損失額(先物取引),損失額 上場株式配当,青色申告者の被災損失の金額,被災棚卸資産差引損害金額(営農業),被災固定資産差引損害金額(営農業),被災固定資産差引損害金額(不動産),被災固定資産差引損害金額(山林),被災純損失額(山林),被災純損失額 山林以外,被災損失額 青・白A1,被災損失額 青・白A2,被災損失額 青・白A3,被災特定雑損失額A1,被災特定雑損失額A2,被災特定雑損失額A3,被災繰越損失額(雑損),被災損失額 山林以外(青色)B1,被災損失額 山林以外(青色)B2,被災損失額 山林以外(青色)B3,被災損失額 山林以外B1,被災損失額 山林以外B2,被災損失額 山林以外B3,被災損失額 山林以外(青白)B1,被災損失額 山林以外(青白)B2,被災損失額 山林以外(青白)B3,被災損失額 雑損B1,被災損失額 雑損B2,被災損失額 雑損B3,被災損失額 山林以外(青白)C1,被災損失額 山林以外(青白)C2,被災損失額 山林以外(青白)C3,被災損失額 雑損C1,被災損失額 雑損C2,被災損失額 雑損C3,震災特例,被災損失額 山林以外(青白)D1,被災損失額 山林以外(青白)D2,被災損失額 山林以外(青白)D3,被災損失額 雑損D1,被災損失額 雑損D2,被災損失額 雑損D3,被災損失額 山林以外(青白)E1,被災損失額 山林以外(青白)E2,被災損失額 山林以外(青白)E3,被災損失額 雑損E1,被災損失額 雑損E2,被災損失額 雑損E3

【課税資料情報ファイル(住民税情報)】

宛名番号,無効フラグ,住民税 配当所得,住民税 経常所得(損益通算後),住民税 総合課税所得合計(損益通算後),住民税 分離課税譲渡短期一般所得(特別控除後),住民税 分離課税譲渡短期軽減所得(特別控除後),住民税 分離課税譲渡長期一般所得(特別控除後),住民税 分離課税譲渡長期特定所得(特別控除後),住民税 分離課税譲渡長期軽減所得(特別控除後),住民税 株式譲渡未公開所得(特定投資株式取得控除後),住民税 株式譲渡上場分所得(特定投資株式取得控除後),住民税 商品先物取引所得(繰越損失控除後),住民税 山林所得(特別控除後),住民税 退職所得(繰越損失控除後),住民税 合計所得金額,住民税 総所得金額等の合計額,住民税 雑損控除額,住民税 医療費控除額,住民税 社会保険料控除額,住民税 小規模企業共済等掛金控除額,住民税 生命保険料控除,住民税 地震保険料控除額,住民税 寄附金控除額,住民税 寡婦夫控除額,住民税 勤労学生控除額,住民税 障害者控除計,住民税 配偶者控除額,住民税 配偶者所得金額,住民税 配偶者特別控除額,住民税 扶養控除額計,住民税 扶養人数,住民税 基礎控除額,住民税 所得から差し引かれる金額合計,住民税 配偶者人数,住民税 特定扶養人数,住民税 同居老人扶養人数,住民税 老人扶養人数,住民 其他扶養人数,住民税 同居特別障害者人数,住民税 同居特別障害内配偶者人数,住民税 特別障害人数,住民税 普通障害人数,住民税 総合課税に対する金額,住民税 短期譲渡一般分に対する金額,住民税 短期譲渡軽減分に対する金額,住民税 長期譲渡一般分に対する金額,住民税 長期譲渡特定分に対する金額,住民税 長期譲渡軽減分に対する金額,住民税 株式等未公開分に対する金額,住民税 株式等上場分に対する金額,住民税 商品先物取引に対する金額,住民税 山林に対する金額,住民税 退職に対する金額,市民税 総合課税に対する税額,県民税 総合課税に対する税額,市民税 短期譲渡一般分に対する税額,県民税 短期譲渡一般分に対する税額,市民税 短期譲渡軽減分に対する税額,県民税 短期譲渡軽減分に対する税額,市民税 長期譲渡一般分に対する税額,県民税 長期譲渡一般分に対する税額,市民税 長期譲渡特定分に対する税額,県民税 長期譲渡特定分に対する税額,市民税 長期譲渡軽減分に対する税額,県民税 長期譲渡軽減分に対する税額,市民税 株式等未公開分に対する税額,県民税 株式等未公開分に対する税額,市民税 株式等上場分に対する税額,県民税 株式等上場分に対する税額,市民税 商品先物取引に対する税額,県民税 商品先物取引に対する税額,市民税 山林に対する税額,県民税 山林に対する税額,市民税 退職に対する税額,県民税 退職に対する税額,市民税 税額計,県民税 税額計,市民税 調整控除額,県民税 調整控除額,市民税 配当控除額,県民税 配当控除額,市民税 住宅取得等特別控除額,県民税 住宅取得等特別控除額,市民税 外国税額控除,県民税 外国税額控除,市民税 税額控除後所得割,県民税 税額控除後所得割,市民税 配当株式等所得割,県民税 配当株式等所得割,市民税 所得割,県民税 所得割,市民税 均等割,県民税 均等割,県民税 森林環境税,市民税 市民税合計,県民税 県民税合計,住民税合計,還付又は充当額,市民税 寄附金税額控除,県民税 寄附金税額控除,市民税 税額調整額,県民税 税額調整額,住民税 上場株式配当所得,住民税 上場株式配当分に対する金額,市民税 上場株式配当に対する税額,県民税 上場株式配当に対する税額,住民税繰越損失額,住民税繰越純損失額,住民税繰越雑損失額,住民税 給与所得,住民税 雑公的年金所得,住民税 雑所得,住民税 所得金額調整控除(第1項),住民税 所得金額調整控除(第2項),住民税 公的年金等以外の合計所得金額

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

申告支援システム続き (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (4)

【課税資料ファイル(申告書情報)】

イメージ画像作成フラグ、KSK独自_(一表) 電子証明書等特別控除額、KSK独自_(三表) 株式未公開収入金額、KSK独自_(三表) 株式未公開所得金額、KSK独自_(五表) 電子証明書等特別控除額、最終連携日(ホスト)

【課税資料ファイル(申告書第一表情報)】

収入_営業等区分、収入_農業区分、収入_不動産区分1、収入_不動産区分2、収入_雑:その他区分、口座情報提供同意区分、通知希望区分(加算税)

【課税資料ファイル(申告書第二表情報)】

特定配当・特定譲渡の申告不要

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	岩国市役所 総務部総務課 文書法令班 〒740-8585 岩国市今津町一丁目14番51号 電話:0827-29-5031(直通) FAX:0827-21-3337
②請求方法	指定様式による書面の提示により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	岩国市役所 総合政策部課税課 市民税班 〒740-8585 岩国市今津町一丁目14番51号 電話:0827-29-5054(直通) FAX:0827-24-4206
②対応方法	問合せを受け付けた際、その対応内容について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年7月28日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>個人番号の入手時における届出・申請の内容及び本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</p> <p>（eLTAXからの入手分） ○本人又は本人の代理人、○給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。） 地方税ポータルセンタ（eLTAX）では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 ○公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 ○国税庁 国税庁から所得税申告書等データを入手する際には、国税庁が岩国市を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。</p> <p>また、審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）では、上記のとおり、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>個人番号の取得時に十分な本人確認が行われるように、特定個人情報保護委員会が作成した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（以下、「ガイドライン」という。）及び関係法令等の周知並びに職員研修等の実施によって職員の実務能力及び意識の向上を図る。</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号利用事務を取り扱わない部署における情報照会画面では、個人番号を非表示とする。 ・住記・税システムに対する不要なアクセスを防止するため、利用権限の設定を行う。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <small><選択肢></small> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている </div> <div>2) 十分である</div> </div>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[行っている]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <small><選択肢></small> 1) 行っている </div> <div>2) 行っていない</div> </div>
具体的な管理方法	ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を行う。
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は7年間保存する。アクセスログの出力を毎月行い、分析・確認をしている。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <small><選択肢></small> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている </div> <div>2) 十分である</div> </div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><従業者が事務外で使用するリスクに対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。 ・各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。 <p><特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているサーバ室での作業に限定されている。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末に限定し、特定の記録媒体にのみ許可している。 ・特定個人情報を記録した紙媒体、DVD等の外部記録媒体は施錠保管し、鍵は管理者が厳重に管理している。また、持出し・持込みのルールを定め、遵守している。 ・保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄している。 ・機器を廃棄もしくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置から全ての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。 ・端末の持出し、私物PCの接続は禁止している。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	① 秘密保持義務(業務契約終了後も含む。) ② 再委託の禁止又は制限 ③ 目的外利用の禁止 ④ 個人情報が記録された資料等の複写又は複製の禁止又は制限 ⑤ 事故発生又はその恐れがある場合における報告義務 ⑥ 業務の実施状況及び個人情報の取扱状況についての調査権限 ⑦ 個人情報の持ち出しの禁止又は制限 ⑧ 委託契約終了後の個人情報の返却又は廃棄 ⑨ 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ⑩ 個人情報を取り扱う従業員の明確化		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託申請書の提出を求め、委託先との機密保持規定の遵守を徹底させている。なお審査サーバ及び国税受信サーバの維持管理委託にあたっては、受託者において、再委託先時には、特定個人情報ファイルの扱いを禁止している。		
その他の措置の内容	定期的な打ち合わせ等において、委託先における個人情報の取扱い状況等について確認するとともに注意喚起を行っている。 (eLTAX分) 国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。 審査システム(eLTAX)の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>番号法関係法令で定められた事項についてのみ提供・移転を行うこととし、情報提供ネットワークによらない提供・移転についても記録（アクセスログ）を残す。</p> <p>(eLTAXで提供する分) ○給与支払者、○公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 審査システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。 ○国税庁 国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</p>	
その他の措置の内容	<p>「サーバ室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 外部媒体への情報の書き込みはできないように制限されており、やむを得ない場合は情報セキュリティ管理者の承認を得た上で指定された端末で行う。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置> ・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。</p> <p>(eLTAXで提供する分) ○給与支払者 審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、また、提供を受ける者が提供されたデータの確認等をする場合にはインターネット回線を用いているが、地方税ポータルセンタ(eLTAX)に利用者IDとパスワードを用いてログインし、確認している。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ○公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者にDVDにより提供する場合には、地方税共同機構がセキュリティ便により提供しており、不適切な方法で提供・移転が行われないようにしている。 ○国税庁 国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従っている。</p>		

<誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク>

・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定しており、誤った相手への連携は発生しない。
・個人情報情報が正確かつ最新であることを、定期的に確認する手順、不正確または最新ではないことが判明した場合の訂正の手順が明確になっている。

(eLTAXで提供する分)

○給与支払者

審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。

○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)

審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からDVDで提供する公的年金等支払者との間は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が提供情報をDVDに記録の上、セキュリティ便により提供している。

○国税庁

国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。岩国市と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。岩国市から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの的に担保している。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>
--	---

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	<p><岩国市における物理的対策></p> <p>①申請書等について、入力及び照会後は、施錠できるキャビネット等に保管する。 ②サーバ室の、入退室管理を行う。 ③許可された者のみ、定められた方法によりサーバ室への入室が可能となっている。 ④バックアップ媒体は、サーバ室内の施錠管理されている場所で保管する。 ⑤停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、無停電電源設備を付設する。</p> <p><eLTAXの審査サーバ及び国税受信サーバの受託事業者における物理的対策></p> <p>特定個人情報を保管している建物内のセキュリティ対策として24時間365日の有人警護、入退者への手荷物検査の実施及び入退室チェックを実施している。 また各ポイント毎に監視カメラを設置し堅牢性・安全性を確保しており、特定個人情報を取得するために審査サーバ及び受信サーバへアクセスを行う端末は、ICカードを用いて入館を行うマシン室に設置しており、マシン室は監視カメラを設置し、監視を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをサーバ室に構築し、設置場所への入退室者管理・施錠管理をすることとしている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><岩国市における技術的対策></p> <p>①コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行っている。 ②不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><eLTAXの審査サーバ及び国税受信サーバの受託事業者における技術的対策></p> <p>特定個人情報のデータについては、日々、データのバックアップを実施しており、復旧を行うことが可能である。 特定個人情報を取得するために審査サーバ及び国税連携受信サーバへのアクセスを行う端末には別途、セキュリティソフトをインストールしており、外部媒体等へのコピーを制御している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ②導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>		

8. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>「ガイドライン」及び関係法令等並びに「岩国市情報セキュリティポリシー」について、その内容を職員に周知する。 事務取扱担当者については、eラーニング等による研修を実施し、セキュリティ意識の向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用マニュアル等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置> 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p>	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目	記載無し	申告支援システム続き (別添1)特定個人情報ファイル記録項目(4) 【課税資料ファイル(申告書情報)】 イメージ画像作成フラグ、KSK独自_(一表)電子証明書等特別控除額、KSK独自_(三表)株式未公開収入金額、KSK独自_(三表)株式未公開所得金額、KSK独自_(五表)電子証明書等特別控除額、最終連携日(ホスト)	事後	制度改正に伴う項目の追加による変更
令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目	記載無し	【課税資料ファイル(申告書第一表情報)】 収入_営業等区分、収入_農業区分、収入_不動産区分1、収入_不動産区分2、収入_雑:その他区分、口座情報提供同意区分、通知希望区分(加算税)	事後	制度改正に伴う項目の追加による変更
令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目	記載無し	申告支援システム続き (別添1)特定個人情報ファイル記録項目(4) 【課税資料ファイル(申告書第二表情報)】 特定配当・特定譲渡の申告不要	事後	制度改正に伴う項目の追加による変更
令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の入手・使用 ③入手元	評価実施機関内の他部署 (市民課、保険年金課、介護保険課、高齢障害課、社会課)	評価実施機関内の他部署 (市民課、保険年金課、高齢者支援課、障害者支援課、生活支援課)	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4 ③委託先名	株式会社ウエルウエル	見積り合わせにより業者を選定	事後	委託先選定の方法に伴う見直し

令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	社会課	生活支援課	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2 ②移転先における用途	乳幼児医療費の助成に関する事務、ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務、こども医療費の助成に関する事務	削除	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3	こども支援課	こども家庭課	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ②移転先における用途	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務	削除	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ②移転先における用途	記載無し	乳幼児医療費の助成に関する事務、ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務、こども医療費の助成に関する事務、母子保健に関する事務	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ⑦時期・頻度	申請を受けたら都度	賦課決定時及び更正時、申請・事案の発生の都度	事後	組織見直しによる変更

令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6	介護保険課	高齢者支援課	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ②移転先における用途	記載無し	介護保険に関する事務、養護老人ホームの入所措置に関する事務	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8	高齢者支援課	保育幼稚園課	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ②移転先における用途	介護保険に関する事務、養護老人ホームの入所措置に関する事務	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年7月29日	令和5年7月28日	事後	基礎項目評価書公表に伴う変更